

一 般 質 問 通 告

(令和 7 年つくば市議会定例会 6 月定例会議)

実施日	質問順位	氏 名
6/11 (水)	1	1 3 番議員 川久保 皆 実
	2	2 5 番議員 木 村 修 寿
	3	9 番議員 篠 内 幸 代
	4	2 2 番議員 小久保 貴 史
	5	1 7 番議員 山 中 真 弓
	6	8 番議員 青 木 真 矢
	7	6 番議員 伊 藤 文 弥
6/12 (木)	8	2 8 番議員 塩 田 尚
	9	5 番議員 樋 口 裕 大
	10	1 2 番議員 小 村 政 文
	11	1 8 番議員 小森谷 さやか
	12	1 6 番議員 あさの えくこ
	13	3 番議員 田 代 優
	14	1 番議員 川 田 青 星
6/13 (金)	15	7 番議員 梅 沢 尊 信
	16	2 4 番議員 木 村 清 隆
	17	2 7 番議員 飯 岡 宏 之
	18	2 番議員 榊原 アリーゼ
	19	4 番議員 市 原 琢 己
	20	1 0 番議員 渡 辺 峰 子
	21	1 5 番議員 中 村 重 雄
6/16 (月)	22	2 6 番議員 塚 本 洋 二
	23	1 1 番議員 酒 井 泉



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 27 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 5 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 インクルーシブ公園の整備について	インクルーシブ公園に向けた筑波北部公園再整備事業について、『令和 7 年度当初予算(案) 主な事業概要』のNo. 20には、「筑波北部公園をインクルーシブ公園に再整備するため、公園利用者等にワークショップ等を行いながら設計を進める。」と記載されています。 この点に関連して、令和 6 年 3 月定例会の一般質問において、ワークショップを開催する際には、つくば特別支援学校や障がい児通所支援事業所等で案内チラシを配布してもらうなどして障がい児の保護者の方々に周知すること、及びワークショップに参加できない方のためにオンラインで気軽に意見を投稿できるようなアンケートフォームを作成することを提案したところ、「より多くの御意見を集めるため、御提案いただきましたチラシ配布、ワークショップに参加できない方に対する意見集約のオンラインフォームの作成も含め、様々な方法を検討していきたいと考えています。」との答弁を得ました。 以上を踏まえ、当該ワークショップについて次の点を伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 市営公園等における手持ち花火の使用について	(1) 実施予定時期、場所、対象者及び内容 (2) 対象者への周知方法 (3) ワークショップに参加できない方からの意見集約方法 令和6年9月定例会議の一般質問において、小学生を子育て中の市民の方から「夏に子どもと一緒に手持ち花火を楽しみたいけれど、家の近所で花火をできる場所がない」というお声が寄せられたこと、及び東京都内では、地域の子どもの夏の思い出づくりのため、期間や時間帯を限定し、一部の公園等での花火の利用を認める動きが広がっていることを踏まえ、つくば市でも、市営公園等において、期間、時間帯、場所や利用時の注意事項など、ルールを明確にした上で、手持ち花火の使用を認めることを提案したところ、令和7年の夏に向けて検討していく旨の答弁を得ました。 そこで、当該検討の進捗状況を伺います。	市長 担当部長
3 中央公園リニューアル及び遊具・屋内遊び場の設置について	令和7年5月19日、つくば市都市計画部学園地区市街地振興課から『つくば中央公園リニューアル基本計画（案）』が公表され、それに併せて特に要望が多かったカフェ設置と遊具・屋内遊び場の設置に関する市の考え方についてまとめた『カフェ設置、遊具・屋内遊び場の設置に関する考え方について』という文書も公表されました。 なお、令和5年度市民アンケートでは、「中央公園について課題だと思うところがあれば教えてください。」という質問に対して、「子どもが楽しめるものが少ない」という回答を選択した方が最も多く、また、令和7年1月から	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
4 救急について	2月にかけて実施された意見募集においても、遊具の設置を希望する意見が複数寄せられています。 以上を踏まえ、中央公園リニューアルについて次の点を伺います。 (1) 『カフェ設置、遊具・屋内遊び場の設置に関する考え方について』には、「今回のリニューアルでは大型遊具は設置せず」と記載されているが、大型ではない遊具の設置は検討しているか (2) 『カフェ設置、遊具・屋内遊び場の設置に関する考え方について』には、「屋内遊び場については、つくば駅周辺に求められている施設であると認識していますが、規模や利便性を考慮し、中央公園内だけでなく、市全体で最適な設置場所や誘導手法を検討します。」と記載されているが、どの部署が主体となってどのようなスケジュールで検討を行うのか (3) 令和7年1月から2月にかけて実施された意見募集において寄せられた意見のうち次の点についての検討状況 ア 防災に関する取組 イ 徒渉池（水遊び場）への日よけの設置 つくば市救急隊不搬送事案検証委員会が作成した令和7年3月26日付けの「検証結果報告書」には、「救命士が、脈拍数、体温、血圧、SpO2の測定をしていない点については、より正確な観察を行うとの観点からすれば測定されることが望ましい。」「死亡している傷病者以外にも不搬送の対応を行っていた実態を継続	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
5 選挙について	するのであれば、救急隊の円滑な活動のために同プロトコル（川久保補足：「つくば・常総地区メディカルコントロール協議会が策定するプロトコル」を指す。）の整備に向けてメディカルコントロール協議会に働きかけることをつくば市消防本部において検討することが望ましいと考える。」との記載があります。 以上を踏まえ、次の点についての市の対応状況を伺います。 (1) 救命士が、脈拍数、体温、血圧及びSpO2の測定を行うこと (2) 不搬送に関するプロトコルの整備に向けてつくば・常総地区メディカルコントロール協議会に働きかけること 次の点を伺います。 (1) 親子連れ投票について 令和6年12月定例会議の一般質問において、つくば市として積極的に親子連れ投票を推進するため、啓発チラシやポスターを作成し、公立保育所・幼稚園・小中学校・義務教育学校等においてチラシを配布又は配信したり、市内各所にポスターを掲示したりすることを提案したところ、選挙管理委員会へその有効性と先進事例を示し、導入についての協議を令和6年度内に行う旨の答弁を得ました。 そこで、当該協議の結果を伺います。 (2) 選挙事務に従事する職員の時間外勤務時間の削減について 令和6年12月定例会議の一般質問において、同年10月に行われたつくば市長選挙及びつくば市議会議員一般選挙の事務に従事	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程「度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
6 市職員の働き方改革について	した職員のうち、管理職の方で最大月181.3時間、非管理職の方で最大月245.9時間の時間外勤務が発生していたとの答弁を受け、今後の対策について質問したところ、業務フローのマニュアル化及び問合せがあった事項についてのQ&Aの整理を令和6年度中に実施する旨の答弁を得ました。 そこで、当該対策の実施状況を伺います。 次の点を伺います。なお、対象期間は令和3年度から令和6年度までとし、管理職及び非管理職の別に御答弁ください。 (1) 時間外勤務時間が月80時間超又は月100時間超となった職員の延べ人数の年度ごとの推移 (2) 時間外勤務時間が月80時間超となった職員に対して実施した産業医面談において、就業制限又は要休業の指導が行われた延べ件数の年度ごとの推移 (3) 過重労働による健康障害を防ぐために実施した具体的な対策	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 27 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 木村修寿

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 児童発達支援事業について	児童発達支援について、以下お伺いいたします。 (1) 児童発達支援・放課後デイサービス等の施設数について (2) 支援事業について (3) 課題等について (4) 市で整備する児童発達支援センターのスケジュール及び支援事業等について	市長 担当部長
2 子育て支援拠点事業について	子育て支援事業は、地域の身近な場所で、子育ての親子が気軽に集い、相互交流や育児相談等ができる場を提供する事業です。TX 沿線での取組及び子育て総合支援センターでの取組についてお伺いいたします。	市長 担当部長
3 道路行政について	都市計画道路上河原崎東環状線、西環状線及び島名原新田線の進捗状況についてお伺いいたします。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的な内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 27 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員

篠内 幸代

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 プール施設の更衣室について	プール施設の更衣室は、男性用、女性用の二つが一般的ですが、一人での更衣室利用が心配な障害児及び障害者、支援を必要とする高齢者への対応として、誰もが利用できる「みんなの更衣室」のニーズは高まっています。 最近では、公衆浴場で混浴を制限する年齢の目安がおおむね 7 歳以上に変更されたことに伴い、プール施設においても、異性の更衣室利用についてこれを準用する施設があり、ますますバリアフリーな更衣室が必要になっています。 以下、つくば市におけるプール施設の更衣室について伺います。 (1) バリアフリー対応の更衣室の設置状況 (2) 異性の更衣室利用の年齢制限	市長 担当部長
2 自転車等駐車場の定期利用申請について	つくば駅周辺の自転車等駐車場の定期利用に当たり、申請日の毎月一日、特に年度が替わる 3 月、4 月は長時間並ぶ現状があり、市民より改善の要望がありました。 以下、自転車等駐車場の定期利用の現状について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 保育所等訪問支援について	(1) 申請の手順 (2) 令和7年3月1日及び4月1日の申請者数 (3) 対応職員の体制 保育所等訪問支援とは、障害児通所支援のサービスの一つで、こどもが集団生活を営む施設を事業所の支援員が訪問し、こどもの集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。こどもと家族を中心に据えて、各事業所や各関係機関が連携した切れ目のない支援を提供する重要な事業ですが、中にはスムーズに支援の実施に至らないケースもあるようです。 以下、保育所等訪問支援について伺います。 (1) 市内での保育所等訪問支援の実施事業者数と年間の実施件数 (2) 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブへの事業の周知の状況 (3) 市が考える保育所等訪問支援事業の課題	市 長 教 育 長 担 当 部 長
4 介護支援ボランティア事業について	つくば市高齢者福祉計画（第9期）の基本理念に「高齢者と介護者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり」とあります。 高齢者がこれまでの人生経験をいかし、地域の社会的な活動に参加していくことは、その人の生きがいや介護予防にもなります。 以下、介護予防事業として推進している介護支援ボランティア事業について伺います。 (1) つくば市の介護支援ボランティアの登録者数、活動の現状、受入れ施設数 (2) げんき応援ポイントが付与される条件	市 長 担 当 部 長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 27 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 27 日

つくば市議会議長 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 小久保 貴史

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 農業政策について	本年3月に策定された「地域計画」について伺います。 (1) 策定までの取組と話合いの内容について (2) 「協議の場」の今後の開催について	市長 担当部長
2 市有地について	つくば市の市有地（普通財産）の活用と考え方について伺います。 (1) 市有地の面積及び地目について (2) 今後の活用、売却又は賃貸の考え方について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 27 日
午前 10 時 25 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 27 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 山中 真弓

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 物価高騰対策について	(1) 学校給食費無償化が広がっている。つくば市でも、水戸市のようにまずは中学校からでも無償化すべきと考えるが見解は (2) 市が予定している次年度の下水道料金の値上げは、物価高騰で苦しむ市民生活を圧迫することになると考える。一般会計からの繰入金を減額せず値上げを中止すべきと考えるが見解は	市長 教育長 担当部長
2 下水道事業について	八潮市の下水道破損による陥没事故を受けて自治体に下水道管の点検工事を早めるような通達を出していないのか	市長 担当部長
3 国民健康保険加入者への資格確認書の発行について	渋谷区や世田谷区では、マイナ保険証の有無にかかわらず、国民健康保険の加入者全員に「資格確認書」を独自に発行することを決めた。区は「制度が移行期間にあり、利用者が混乱せずに保険医療を受けられるようにするため」としており、つくば市でも同様に対応すべきと考えるが見解は	市長 担当部長
4 市長の海外視察について	(1) 市長の海外視察について、行き先、同行者及び費用等について事前公表を行うべきと考えるが見解は	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
5 社会福祉課の一連の報道について	(2) 特に政策イノベーション部に関連する視察が多いので、市民にどのように還元されているのかもっと分かりやすく公表すべきと考えるが見解は (1) これまで、生活保護業務を担当している在籍職員及び過去在籍していた職員に対し、業務の内容についてのアンケート調査等を行わなかったのか (2) 現金の取扱いについてなど、茨城県に虚偽報告を行っていたことが報道されている。これは、虚偽公文書作成に当たると考えるが、市長の見解は (3) 職員の時間外手当の支払状況	市長 担当部長
6 つくばまちなかデザイン株式会社について	(1) 議会への決算報告はいつあるのか (2) 現在のオフィスの空室状況 (3) 吾妻交流センター跡地を貸し出すとのことだったが、現状について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 27日
午前 10時 46分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 27日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 青木 真矢

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 周辺市街地について	つくば市における周辺市街地の活性化は、市が内包する多くの地域の発展にとって大変重要です。 しかしながら、中心市街地と周辺市街地の両者の関係は希薄であり、中心市街地の市民にとって、周辺市街地は生活の一部として往来する場とはなっておらず、隔たれた関係性と言えます。 地域活性化のためには、「人」という因子が非常に重要です。周辺市街地にとって中心市街地の市民は、「交流人口」に定義される方が多いかと思われませんが、地域に興味を持ち、緩やかに一時的関係を築く「交流人口」のみならず、実際に地域社会に参加し、地域の担い手となるような「関係人口」の増加が求められます。 そこで、周辺市街地の活性化に関して、以下伺います。 (1) 周辺市街地及び中心市街地の区分の定義、またその地域が具体的にどこなのか、さらに R 8 とは何か (2) 周辺市街地が抱える課題と周辺市街地振興課が果たすべき役割	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 つくば市芸術文化鑑賞・体験事業について	(3) 課題を解決するために行ってきたこれまでの事業内容 創造性を育むことにおいて小中学生が体験する様々な学びは非常に重要なものであり、つくば市が行っている『芸術文化鑑賞・体験事業』にも大変大きな注目と関心が寄せられると考えます。 また、多くのアーティストが、子供たちに向けて公演する機会を求めており、この取組の需要は子供及び学校のみならず、アーティストの双方にあるものと理解できます。 そこで、更にこの取組の認知度の上昇とアーティストの受入れ拡大を通して事業の発展が望まれるものと考え、以下伺います。 (1) 先行で行われていた取組み、前身となった事業など、現在の芸術文化鑑賞・体験事業が開始されるまでの流れについて (2) 現状の市内小中学校の利用率、具体的な利用例及び利用状況について (3) アーティストの選考基準について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 27 日
午前 10 時 50 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 27 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 伊藤 文弥

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市の不登校児童生徒支援事業の更なる充実について	つくば市では「一人ひとりの子供たちが幸せな人生を送ること」を教育の最上位目標として掲げ、校内フリースクールの全校設置、民間フリースクールへの補助制度など包括的な支援体制により、全国的に不登校児童生徒が増加する中で減少傾向に転じるという成果も出ています。 しかし、現場の声を聞く中で、校内フリースクールの運営の学校間格差、民間フリースクール月謝補助の支給期間や対象要件、支援制度につながっていない児童生徒の実態把握など、運用面での課題も見えてきています。 つくば市の先進的な不登校児童生徒支援事業をより効果的に運用し、全ての子供たちが適切な支援を受けられる体制の構築に向けて、以下の点について伺います。 (1) 校内フリースクールの運営について ア 各学校における運営方針の違い イ 支援員・補助員の勤務体制と業務記録の管理状況 ウ 保護者と支援員の面談機会の確保	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 生成AIの利活用による業務効率化と質の向上の推進について	(2) 民間フリースクールの支援制度について ア 月謝補助の支給期間短縮 イ 月謝補助の対象要件(30日以上欠席要件) ウ 運営補助制度における年齢や支援ニーズに応じた補助のあり方 エ 補助制度の運用ルールの明確化 (3) 不登校児童生徒支援事業の効果と今後の方向性について ア 不登校児童生徒数の推移と減少の実態 イ 不登校の状態の多様化と現状の把握 ウ 不登校支援の取組が学校全体に与える効果 つくば市では市長公約ロードマップにおいて「生成AIの利活用を推進した業務の効率化と質の向上」を掲げ、2023年4月から先進的に生成AI導入を進めています。 筑波大学との産学連携による議事録分析システムやつくば市データ分析プラットフォームの構築など具体的な成果も見え始めていますが、利用率の向上や従量課金制による利用制限など、運用面での課題も存在します。今後更なる業務効率化と質の向上を図るため、以下の点について伺います。 (1) 生成AIの活用状況について ア 生成AIを利用する職員の推移 イ 従量課金制による利用制限の課題と改善策 (2) 今後の取組と課題対応について ア 生成AI活用におけるリスク対策 イ 研修実施状況と受講者の業務改善効果	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 27 日
午前 10 時 53 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 塩田 尚

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 市営住宅の管理について	市営駒形団地の区会（自治会）が、市へ解散届を提出したとのことである。最大の原因は、区長をはじめ役員のみ手がないからと聞いた。そこで、以下について伺う。 (1) 市営住宅の区会がなくなった場合に発生する支障 (2) 今後の市の対処方針	市長 副市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 27 日
午後 0 時 10 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 27 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 樋口 裕大

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 首都直下型地震 に対する対策につ いて	首都直下型地震発生時、市内ではどれくらいの被害が想定されるのか。また、その際の対策としてどういったことを検討しているか。	市長 担当部長
2 避難所について	指定避難所の新たな設置において、市内全体でどのような機能を有した施設が必要と考えているか。	市長 担当部長
3 教育による防災 意識の醸成	小中学校で「つくばスタイル科」を通じた防災教育が実施されているとのことだが、教育による避難行動への影響評価や教育内容について伺う。	市長 教育長 担当部長 消防長
4 小学校入学時に おける備品の購 入について	現在の入学準備に必要な備品について、どのように保護者へ周知され、その必要な備品の規格等は統一されているのか。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
5 選挙の制度について	昨年12月定例会議で質問した、選挙公報の新たな設置場所について、本年行われる予定の選挙での検討状況はどうなっているか。	市長 担当部長
6 部活動の地域移行について	中学校部活動の地域移行の現状について、市としての進捗状況や計画内容はどのようなものか。また、文部科学省が示す「2025年度までの段階的移行」に対し、市ではどのようなスケジュール感で移行を進めているのか。	市長 教育長 担当部長
7 フリースクールについて	現在、全50校（小中学校・義務教育学校）に校内フリースクールが設置されている状況について、4月1日発行のかわら版にも掲載があったが、校内フリースクールの設置に至った経緯及び学校外ではなく校内フリースクールとした理由について、説明を求める。 また2024年度全校導入に至った経緯について伺う。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 27 日
午後 3 時 55 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 27 日

つくば市議会議長 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 小村 政文

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 スーパーシティについて	現在、大阪・関西万博が開催されており、未来社会に向けた都市づくりへの関心が高まっています。 つくば市は、その大阪府・大阪市と、全国で2か所のスーパーシティ型国家戦略特別区域に指定されており、過去に国際科学技術博覧会が開催された本市においても、スーパーシティにおける先進的な取組は、より良い未来社会を実現するために非常に重要です。 そうした背景を踏まえ、スーパーシティについて以下伺います。 (1) 令和6年度の具体的な取組について (2) ビッグデータの活用について (3) 今後の展望について	市 長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 28 日
午前 10 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 28 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 小森谷さやか

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 リチウムイオン電池等の回収とリサイクルの状況について	県内のごみ処理施設でリチウムイオン電池が原因とみられる発火・発煙トラブルが急増しています。 近隣では昨年12月、守谷市内の資源化施設で不燃ごみを処理中に発火、施設は全損して稼働不能になり、現在も県外の民間施設に処理を委託しています。いまだ復旧のめどは立たず、令和7年度は外部委託費用だけで約5億円の追加費用が必要となり、共同運営していた常総市・取手市・守谷市・つくばみらい市の4市で負担することになっています。潮来市でも今年2月、不燃ごみ処理中にリチウムイオン電池の発火が原因とみられる出火により施設は稼働不能に陥り、こちらも復旧のめどが立っていないと報道されています。つくば市では幸い、そこまで大きな火災に発展せずに済んだものの、今年1月にサステナスクエアとごみ収集車で発生した2件の火災の様子がホームページで公表され、注意喚起しています。 リチウムイオン電池発火の全国的な急増に対応するため、環境省は今年4月、家庭から出される不要なリチウムイオン電池を市町村で回収するよう求める方針を定め、通知を出しています。そこで、以下について、つくば市の状況を伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 HPVワクチン (子宮頸がんワクチン) について	(1) リチウムイオン電池を内蔵する製品の主な種類と回収方法の現状と課題 (2) リチウムイオン電池が原因とみられる発火・発煙トラブルの発生状況 (3) リチウムイオン電池のリサイクル状況 (4) 市民への周知方法の現状と課題 厚生労働省はHPVワクチン接種後に生じた様々な症状を訴える患者を受入れるための「協力医療機関」を都道府県ごとに設置しています。このような措置を設けているのはHPVワクチンのみで、他のワクチンと比較して接種後の症状の対応に特別な配慮を必要としている現状がうかがえます。 今回再びこの問題を取り上げるのは、接種者数の増加とともにこの「協力医療機関」への紹介患者が急増しているからです。しかし厚生労働省は「問題ない」との姿勢のままです。市民の健康を守るため、市でできることを一緒に考えていただきたく、以下質問します。 (1) 定期接種者及びキャッチアップ接種者数の推移 (2) 子宮頸がん検診の受診率 (3) 接種についての相談や注意喚起の状況	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 28 日
午前 11 時 30 分 受 付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 28 日

つくば市議会議員 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市でインクルーシブ教育を目指すための学校施設のバリアフリー化の推進	2021年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「バリアフリー法」の改正法が施行され、学校施設のバリアフリー化が新築建物については義務に、既存建物についても努力義務になりました。文部科学省からもバリアフリー化の推進について2022年及び2025年に通知が発出されています。 今回は、地域に住む児童生徒が、身体障害があることを理由に地域の学校で学ぶことを「選択できない」課題の解消に向け、以下伺います。 (1) つくば市の小中学校、義務教育学校におけるバリアフリー設備の整備状況 (2) (1)のうち、乗用エレベーター設置について ア エレベーターが既に設置されている学校 イ アの学校で日常的にエレベーターを使用している児童生徒数 ウ エレベーターを設置していない学校で階段昇降機等の設備を使用し、車椅子の児童生徒が在籍した学校数及び該当の児童生徒数（過去10年） エ 今年度以降のエレベーターの設置計画と設置タイミング（学校の長寿命化等）	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 食品ロスを含む食品廃棄物の減量施策について	(3) 身体障害を理由に特別支援学校に通っている市内在住の児童生徒数及び現在未就学で車椅子を使用している子どもの数 つくば市一般廃棄物処理基本計画は、現在2020～2029年度の計画を遂行中であり、2025年3月にこの計画の折り返し点での見直しがまとまったところです。 この見直しに伴い「食品ロス削減推進計画」が策定されました。国が計画策定を推進していますが、国が推奨する計画値、目標値では削減と言えないのではないか、という諸外国及び国内専門家からの意見が多く届いています。 水分が多い食品廃棄物を焼却することでのCO2増加、そして焼却灰の最終処分を他県の民間施設に依存しているつくば市の状況を少しでも改善するためにも食品廃棄物の減量に取り組むことには大きな意義があると考え、以下伺います。 (1) つくば市の食品ロス削減推進計画の位置付け、食品ロスの現状及び2029年度末までの目標値 (2) 食品ロスを含む食品廃棄物削減のためにつくば市として実施している施策 ア 生活系（家庭系）食品ロス削減のための施策 イ 調理くずを含めた生活系（家庭系）食品廃棄物削減のための施策 ウ 事業系食品ロス減量に向けての施策	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 28 日
午前 11 時 50 分 受 付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 28 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員

田代 優

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 妊娠期のオンライン支援の強化について	妊娠期の不安や孤立を感じる妊婦への支援として、オンライン相談支援の本格導入について以下伺います。 (1) 令和4年度に実施した専属助産師による妊婦の身体づくり伴走サポートサービス「MamaWell」の実証実験について、市はその成果をどのように評価していますか。また、確認された課題や、利用者から寄せられた声はどのようなものでしたか。 (2) 品川区のオンライン支援事例「オンラインMy助産師事業」を参考に、つくば市でもオンラインでの妊婦支援を本格導入する考えはありますか。 (3) 妊娠期の不安を軽減し、支援情報を確実に届けるため、母子手帳交付時や妊婦健診時にオンライン支援を案内する考えはありますか。 (4) 妊婦だけでなく、その家族にもオンライン支援を周知することで、妊婦が孤立せず安心して過ごせる環境を整える考えはありますか。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 つくば市における高校進学について	つくば市内の中学校卒業生の多くが市外の高校に進学している現状について、市としての認識及び今後の対応を以下伺います。 (1) 令和5年度(2023年度)における市内中学校卒業生の進学状況について、進学人数と市内及び市外高校別の進学割合を教えてください。 (2) これまで市として、高校の誘致や新設に関し、県との協議や要望を行った事例があれば教えてください。 (3) 今後、市内高校の魅力向上や進学先としての選択肢の確保に向け、どのような方向性で取り組む考えでしょうか。	市長 教育長 担当部長
3 子どもたちの「給食が少ない」という声について	今年度に入ってから、子どもたちや保護者から「給食の量が減った」「器が小さくなった」といった声を聞いています。物価高騰の影響なども含めて、市の現状認識と今後の対応について以下伺います。 (1) 今年度、給食の量や内容、器のサイズなどに変更はありましたか。あった場合、その理由は何でしょうか。 (2) 給食費と食材費の関係、また物価高騰が給食に与えている影響について、市としての認識を伺います。 (3) 子どもたちや保護者からの「給食が少ない」との声について、市はどのように受け止めていますか。 (4) 今後、子どもたちの給食に対する満足度や栄養面を確保するため、給食内容の見直しや改善の方針はありますか。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 28 日
午前 11 時 56 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 28 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 川田 青星

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 投票の権利の保障について	昨年の市議会議員選挙では投票の権利の保障のために新たな施策が打ち出され、有権者からは様々な声が届いています。夏に参議院議員選挙や県知事選挙を控える中、それらの声に応え、投票することに困難を抱える方の投票環境を改善することが必要です。そこで以下伺います。 (1) 投票所入場券への音声コード導入の検討状況 (2) 期日前投票用タクシー助成券の発送日程 (3) 今後提供を予定している合理的配慮 (4) 投票所での合理的配慮の案内及び周知方法 ア コミュニケーションボード イ 投票支援カード ウ 点字投票 エ 代理投票	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 上下水道の老朽化対策と経営方針について	埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、全国で上下水道管路の老朽化への不安の声が上がっています。国土交通省からも地方自治体に対し下水道管路の調査をするよう要請がありました。甚大な事故を防ぐためには、持続的な老朽化対策と安定的な経営が求められます。そこで上下水道の管路の状況と、今後の上下水道事業のあり方について、つくば市の考えを伺います。 (1) 上水道の老朽化対策と経営方針 ア 管路の破損による漏水の件数 イ 管路の老朽化対策状況と今後の予定 ウ ウォーターPPPの内容と検討状況 (2) 下水道の老朽化対策と経営方針 ア 管路の破損による道路陥没の件数 イ 管路の老朽化対策状況と今後の予定 ウ ウォーターPPPの検討状況 エ 下水道管路整備の考え方	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 28 日
午後 / 時 35 分 受 付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 28 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 梅沢 尊信

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 「つくタク」運行におけるAI化の影響について	本年4月から始まった、AIを活用した「つくタク」の運行最適化は、公共交通の効率化と利便性向上に大きく寄与しており、市民からも「便利になった」「使いやすくなった」といった多くの好意的な声が寄せられています。市のこうした先進的な取組は、高く評価されるべきものです。 一方で、現場の運転手の方々からは「運行に余裕がなくなった」「次のお客さんまでの時間に余裕がなくなった」「安全確認に十分な時間が取れない」といった懸念の声が多く寄せられております。このままでは、将来的な事故発生リスクの増加も危惧されます。 そこで以下の点について質問いたします。 (1) AI化による利便性の向上について、市民から寄せられている意見の内容 (2) 運転手の勤務実態や労働環境の変化に関する市の見解	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 路上等へのごみの不法投棄対策について	現在、学園北大通り線や学園平塚線において、尿の入ったペットボトルなどのごみが不法投棄されている事例が多数確認されています。その他様々な地域でも頻発しており、市民の生活環境や景観に深刻な影響を及ぼしています。 これらの問題に対して、現行の対応では十分な抑止力が発揮されておらず、更なる対策が必要であると考えます。 そこで以下の点を質問いたします。 (1) 学園北大通り線や学園平塚線など、ごみの不法投棄が頻発している地域に対し、重点的な対策を講じる考えはあるか (2) ごみの不法投棄に対し、抑止力強化を目的に新たな罰則を導入することについての市の見解	市長 担当部長
3 騒音・振動被害への対策について	近隣住民や工事業者が発する騒音や振動により、日常生活に大きな支障をきたしている市民がいます。現行の制度では、警察、労働基準監督署及び市のいずれも、強制的に行為を停止させる十分な権限を有しておらず、そのために市民が継続的な苦痛を強いられているのが現状です。 このような状況を踏まえ、市民の生活環境を守る観点から、更なる対策が必要であると考えます。 そこで以下の点について質問いたします。 (1) 現在、市が把握している生活騒音・振動に関する苦情件数とその対応状況 (2) 市が騒音・振動行為を強制的に停止させることの対応の限界とその課題	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 28 日
午後 2 時 10 分 受 付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 28 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 **木村 清隆**

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 インターネット 投票の実証実験に ついて	筑波研究学園都市は、将来にわたり日本、そして世界に波及させるテーマの研究拠点として国家プロジェクトにより誕生しました。この革新的な思想を受け継ぎ、つくば市は「つくばスーパーサイエンスシティ構想」を掲げ、未来都市の実現に向けて、市民と共に様々な実証実験を進めています。実証実験から課題を抽出し、新しい取組をより良い形にしていくことが、この科学の街・つくばの務めと考えます。その取組の一つとして、昨年度は「インターネット投票の実証実験」が行われました。この画期的な試みに関し、具体的な内容と成果について伺います。	市長 担当部長
2 宅配ボックス設 置事業について	宅配便の再配達回数を削減することにより、温室効果ガス排出量の削減を図ることと、ドライバー不足の深刻化を改善することを目的として、対象者へ「つくば市宅配ボックス設置事業補助金」を交付しています。この補助金も含め、事業の具体的な内容と成果について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 28 日
午後 2 時 45 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 28 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員

飯岡 宏之

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 地域連携公共ライドシェアについて	令和 6 年 4 月から「日本版ライドシェア」が解禁され、新たな移動手段となり得るかが注目を集めています。つくば市では自家用有償旅客運送サービス「地域連携公共ライドシェア」を令和 7 年 1 月 27 日から開始しました。以下お伺いします。 (1) 地域公共交通を担うドライバーの募集を、2024 年 10 月 1 日から開始しましたが、募集条件、使用可能車両、提出書類、選考方法及び留意事項について (2) ドライバーの人材研修等について (3) スタートして 4 か月経過しましたが、地域連携公共ライドシェアの実際の状況について (4) 地域連携公共ライドシェアによる効果と課題について (5) 課題についての対応と今後の進め方について	市 長 担 当 部 長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 小規模特認校について	昨年度、（仮称）中根・金田台地区小学校の工事が着工され、いよいよ来年4月から栗原小学校の児童が新設校と既存校に分かれて在籍し、栗原小学校は小規模特認校としてスタートする予定です。以下お伺いします。 (1) 小規模特認校説明会の案内対象者について (2) 今後のスケジュールについて (3) カリキュラムの具体的内容について	市 長 教 育 長 担 当 部 長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 29 日
午前 10 時 24 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 29 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 榊原 アリーゼ

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 乳幼児医療費助成の拡充について	乳幼児の医療費助成制度の拡充を通じて、子育て世代の経済的負担軽減と安心できる子育て環境の実現を目指すために、以下の点について伺います。 (1) 現在の乳幼児医療費助成制度の助成内容 (対象年齢、自己負担額など) (2) 今後の助成対象年齢の拡大や自己負担額の引下げなどの制度拡充予定 (3) 子育て支援策としての乳幼児医療費助成の在り方に関する市長の所見	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 交番設置と治安維持体制の強化について	市内郊外や農村部での安全安心の向上に向け、交番の設置状況や警察官の常駐体制について以下伺います。 (1) 住民からの治安に関する声に対しての、近年の交番の新設、再編又は撤去といった動きに関する市の認識 (2) 郊外地域において防犯体制を強化するための、県警に対して交番設置や警察官常駐の要望を行う考えの有無 (3) 市として、交番の新設を後押しするための、土地の提供や建物整備などの支援を検討する考えの有無	市長 担当部長
3 筑波山周辺の交通渋滞対策と観光施設整備のバランスについて	筑波山周辺の交通渋滞と観光開発のバランス確保に向け、以下についてお尋ねします。 (1) 現状の渋滞や交通対策について ア 筑波山周辺の交通混雑状況の現状分析 イ これまでの市の対策内容 (2) 今後の具体的な対策について ア 分散型駐車場整備とシャトルバス運行の検討状況 イ 周辺自治体・関係機関との連携の取組	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 29 日
午前 11 時 11 分 受付
(通告書 / 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 29 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員

市原 琢己

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 上郷高校跡地の利用、陸上競技場、その他の市内運動施設について	上郷高校跡地の利用、陸上競技場、その他の市内の運動施設について伺います。	市長 担当部署
2 夏の感染症対策について	令和6年第2回定例会令和7年2月定例会議にて「ここ1・2年のコロナ感染の推移を見ると8月と1月に二峰性に感染症が増えている」と発言させていただきました。 加えて「感染対策の一番基本で一番簡便なものは手指衛生、うがい」「公共施設であればそういったポスターを掲示して感染対策月間として7月からトライして、少しでも感染者数を減らすような努力というの必要」と発言させていただきました。今年も夏休みシーズンに向けて感染が増えると予想していますが、市の対策について伺います。	市長 担当部署

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 29 日
午前 11 時 25 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 29 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 渡 辺 峰 子

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 空き巣等への防犯対策について	昨年来、いわゆる「闇バイト」によって集められた若者による連続強盗事件が全国各地で発生しております。これらの事件は、住人が在宅中にもかかわらず押し入るという手口で、暴力によって金品を奪うという凶悪なものであり、負傷者の発生のみならず、監禁や死亡にまで至る事例も報告されています。こうした事件により、市民の間には大きな不安が広がっており、今後も同様の事件が発生する危険性がある中で、継続的な防犯対策が求められています。 また、最近では市役所職員や警察官を装って家庭の情報を聞き出す詐欺的手口も確認されており、特に高齢者の方々にとっては「何をどのように備えればよいのか」と、不安を抱える状況が続いています。 つきましては、以下の点についてお伺いいたします。 (1) 当市における防犯対策推進の取組状況について (2) 市内の防犯カメラの設置状況及び今後の設置計画について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 学校施設整備について	(3) 「闇バイト」の実態や対策について ア 当市における被害の現状について イ SNS 上での犯行募集書き込みへの対応 及び若者からの相談体制の現状について ウ 教育現場における防犯意識の啓発及び 注意喚起の取組について (4) 防犯設備の導入に対する市の助成制度の 有無及びその内容について 現在、つくば市においては「学校施設長寿命化計画」に基づき、公立学校施設の総合的かつ計画的な管理が推進されているところです。多くの施設において修繕・改修工事が進められておりますが、近年の社会状況や学校を取り巻く環境の変化により、整備の優先順位にも見直しが必要となっているものと考えます。 学校施設は、児童生徒が安全かつ快適に学習・生活できる環境であることが求められます。特に、衛生面や老朽化対策といった観点から、以下の点についてお伺いいたします。 (1) 市内公立学校トイレの洋式化の進捗状況及び今後の計画について (2) 市内公立学校プールの劣化状況及び改修等の対応方針について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 リトルベビー (低出生体重児)への 支援について	本年2月に「リトルベビーハンドブック」が全国的に展開されました。茨城県ではこれに先駆け、2022年より「いばらきリトルベビーハンドブック」を発行し、極低出生体重児（出生体重1500g未満）の赤ちゃんを出産された保護者に対し、県指定の医療機関等を通じて配布しています。 こうした背景から、「リトルベビーハンドブック」では、極低出生体重児に対応した発育曲線や記録項目が掲載され、個別の成長を丁寧に見守るためのツールとして評価されています。また、2025年4月から配布されている新しい母子健康手帳では、発育曲線の最小値が見直され、より多様な赤ちゃんに対応できるよう改善されました。 子どもたちの命を守り育む支援の一環として、以下の点についてお伺いいたします。 (1) つくば市におけるリトルベビー（低出生体重児）の出生数及び把握状況について (2) 安心して搾乳できる環境づくりについて ア 公共施設における授乳室・搾乳スペースの設置状況について イ 授乳室で搾乳ができることを示すシンボルマークの導入と普及に関する考えについて	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 29 日
午後 0 時 50 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 29 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員

中 村 重 雄

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 市内防犯の取組について	近年、国内において侵入窃盗、自転車や自動車の盗難、特殊詐欺など多くの犯罪が発生しており、つくば市内においても同じ傾向にあるが、発生件数の推移と防犯対策について以下伺う。 (1) 犯罪発生件数と直近 5 年間の推移について ア 特殊詐欺 イ 自動車盗難 ウ 強盗及び強盗未遂 (2) 市内の防犯組織の活動状況について (3) 市内小中学校における防犯教育の取組について	市長 教育長 担当部長
2 小規模特認校の取組について	つくば市においてつくばエクスプレス沿線地域では児童生徒が増加傾向にある中、2026年度から児童数の減少により、谷田部南小学校が小規模特認校になります。小規模特認校は「少人数をいかした学校で通学区域に関係なく市内のどこからでも就学できる」とのことだが今後の取組について、以下伺う。 (1) どういった特色をいかした学校を目指すのか (2) 現在計画している新たな取組はあるのか (3) 通学区域外からの募集人数について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 29 日
午後 1 時 40 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 29 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 塚本 洋二

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 小中学校の体育施設へのエアコン設置について	小中学校の体育館や武道場などの施設へのエアコン設置について伺います。 (1) 現在の進捗状況 (2) 今後の方針及び課題	市長 教育長 担当部長
2 妊産婦タクシー利用費助成事業について	妊産婦タクシー利用費助成事業について、利用条件や利用状況などの詳細について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 5 月 29 日
午後 3 時 40 分 受付
(通告書 10 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 5 月 29 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 酒井 泉

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 高エネ研南用地の一括売却は、違約金を払っても解約すべきです。 (1) つくば市は、議会の議決を経ないで（市民の了解を得ないで）、一括売却を進めて来ました。	(1) つくば市は、民主主義の手続を踏んでいません。 議会で議決したのは、総合運動公園用地以外の用途で市以外の第三者へ譲渡することについてのみです。 (2) 議会では、一括売却も、そのやり方も、議決していません。 (3) 議会の報告書（提案書）は、多様な土地利用を提案しており、一括売却は容認していません。 (4) 市は、「高エネ研南用地は土地開発公社のものであって市（市民）のものではない」と言う理屈で、議会の議決は不要と言って議決を拒否しました。（全員協議会） (5) 「 <u>土地開発公社というのは法人格を有している</u> ので、自治体とは別だ」というのが、前回の答弁でした。 (6) しかし、何度も言いますが、市は土地購入の際、「市民のために」と言って、市（市民）のリスク保証（債務保証）で銀行から融資を受けて土地を買っています。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
(2) 高エネ研南用地の一括売却は、「随意契約」なのに、プロポーザル審査の内容も、グッドマ	そして、市（市民）のお金で債務を返済してから、もうその土地は市（市民）のものではなく<u>公社のものだ</u>と言って、市民の同意（つまり議会の議決）無しに（市長の一存で）、民間事業者に全部一括で転売しました。これは、合法であったとしても、市政の「道理」を無視した「横暴」なやり方です。 (7) これについて、市長に、「合法なら何をやってもよいのか？」、「議会で多数なら何でもできるのか？」とお聞きしました。 (8) これに対して、「そのように思ったことはない、様々な議論を積み上げて、<u>民主主義のプロセスを経ている</u>」、とおっしゃっていました。 (9) しかし、<u>議会での議論を拒否している</u>のですから、「様々な議論」を積み上げておらず、「<u>民主主義のプロセス</u>」も経ていません。 (10) 現在、市長は、「合法なら何をやってもよい」、「議会で多数なら何でもできる」というやり方（行政手法）を、市民の前にさらけ出しているのです。 質問 1. 今後は、高エネ研南用地の売却契約内容について、議会に説明をすべきと思いますが、市の見解を示してください。 (1) つくば市は、墨塗の理由は「企業の利益を侵害しないため」と回答していますが、「公開によってどの様な企業利益が侵害されるのか」については明らかにしていません。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
ンジャパンとの契約内容も、大部分が墨塗りで非公開です。つくば市は、非公開の理由を明らかにしていません。 (3) プロポーザル審査という衣をかぶった<u>随意契約の非公開</u>がもたらす利権政治の闇（やみ） (4) プロポーザル審査の条件と違う契約内容なら、契約は無効です。	(2) 土地利用の内容や、つくば市が使用する防災拠点についての契約内容（仕様）は、今後工事が進めばいずれ明らかになりますから、企業秘密は非公開の理由にはなりません。 (3) 企業秘密以外の非公開理由があるとするば、「談合」か「賄賂」、「入札情報の漏洩」といった不正行為以外にありません。 質問 2. グッドマンジャパンとの契約内容を公開してください。公開しないなら、その理由を述べてください。 これまでつくば市議会は、利権政治を排するために、長年の努力で入札制度の改善を行ってきました。しかし、プロポーザル審査という衣をかぶった<u>随意契約の非公開</u>がまかり通れば、入札制度改革以前の、「非公開の随意契約」によって利権や談合がまかり通った時代に逆戻りです。こんなことは、議会も市民も絶対に受け入れることはできないと思います。 質問 3. プロポーザル審査の内容を全て公開してください。もし公開しないということなら、それでもなおプロポーザル審査の内容が適正であったということを、どのように説明するのですか。 (1) プロポーザル審査時に、つくば市が出した契約の条件 ① 土地購入価格と土地利用計画の提示 ② 防災多目的利活用広場 40,000 m²以上 ③ 防災備蓄倉庫 2,400 m²～2,600 m²の備蓄面積 ④ 災害用水源等	市長 担当部長 市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	⑤ つくば市は、<u>年間 4,000 万円までの使用料を支払う。</u> (2) プロポーザル審査時に、各応募企業がつくば市に出した条件 ① プロポーザル審査の内容が墨塗で非公開のため、全てが不明です。 (3) グッドマンジャパンがつくば市に提示した条件 ① 土地購入価格は 110 億円 データセンター、物流倉庫 ② 防災多目的利活用広場 40,000 m²以上 ③ 防災備蓄倉庫 2,400 m²～2,600 m²の備蓄面積 ④ 災害用水源等 ⑤ <u>年間の使用料は無償</u> (4) 防災拠点の整備内容については、現在でも不明なままです。 ① グッドマンジャパンへの売却契約書の中身が不明です（現在、大部分が墨塗で非公開） ② 年間 4,000 万円の施設使用料に相当する防災拠点の中身（仕様）も不明です。 ③ たった 20 年間の契約期間終了後は、防災拠点施設の機能や存続はどうなるのかも不明です。 ★<u>年間 4,000 万円までの使用料に見合う防災拠点を整備し、これを市に無償で提供するのが、プロポーザル審査時の条件です。これを満たさない契約は無効です。</u> 質問 4-1 年間 4,000 万円の施設使用料に相当する防災拠点の仕様を示してください。	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
(5) 今後、つくば市がプロポーザル審査の内容を公開せず、グッドマンジャパンとの契約書も公開しないのであれば、契約解消の補償金を支払ってでも、グッドマンジャパンとの契約は解消すべきです。	質問 4-2. 20年間の契約期間終了後は、防災拠点施設の機能や存続はどうなるのか明らかにしてください。 (1) 黒田議長を通して、執行部に全員協議会による防災公園の説明を求めましたが、「現在のところ執行部が説明することは何もない」、「夏か秋頃説明する」との回答でした。 (2) 契約してから、1年半以上も経っているのに、一番重要な「防災拠点の整備内容」が不明である契約は異常です。 (3) 契約の細部の条件について交渉中であるとしたら、既に契約書を交わし、一部の工事の着手を許可してしまっているのに、交渉が遅れれば遅れるほどつくば市は不利になります。(市が支払う違約金額が増大するからです。) (4) つくば市政の現状に対するつくば市民の大きな不満が、ここでも顔を出しています。 ① 施策が決まる前には市民に情報を出さず、 ② 決まってから情報を出して了解を求める。 ③ 共創は言葉だけで、「統治と管理」が市政の実態です。 (5) つくば市は、今すぐにでも防災拠点の整備内容と将来の利用条件を市民に明らかにする必要があります。これは急を要します。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
(6) 都市計画の権限は地方自治体にあります。今後つくば市が主体的に長期にわたる都市計画を進めて行くのには、要（かなめ）となる土地はつくば市が所有していることが必要です。	質問 5 契約の細部の条件について交渉中であるとしたら、決定前に、至急議会の全員協議会で進捗状況について説明をしてください。 (1) 都市計画は、地方自治体の「長期計画」です。 (2) 一般の企業や個人は、保有している土地に1.4%の固定資産税と0.15%の都市計画税を支払わなければなりません。このため、企業や個人には、長期的な土地利用計画や都市経営は元々無理なのです。しかし、地方自治体は、市有地に固定資産税を支払う必要はなく、民間に貸して地代を取ることも可能です。つまり、長期的な都市計画に基づく都市経営は、地方自治体が担わなければならないのです。 (3) 地方自治体が長期的な都市経営を担って行くには、要（かなめ）となる土地は地方自治体が所有していることが必要です。 (4) 現在、「市有地を売却して一時金を手にし、事業者から固定資産税を取った方が得だ」、「土地は必要になったらいつでも買える」などという、極めて近視眼的で無責任な発想から、研究学園都市の中心部の大面積の高エネ研南用地を一括売却して、その権利を放棄しようとしています。 (5) しかし、これは、高い確率でつくば市の都市計画（未来）に禍（わざわい）をもたらし、市民に損害を与えます。 (6) 違約金（これまでの工事の補償金）を支払ってでも解約し、市民の資産を守ることがつくば市民の長期的な利益になります。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 市長の海外出張問題と、公益通報者保護法違反の「通知文」問題 (1) 市長の海外出張の問題点	(7) 現在つくば市が進めようとしている道の駅の構想についても、将来の都市計画の一環として、用地はつくば市が取得する方向で検討すべきでしょう。その方が、事業者が資本を事業本体に注ぐことができ、事業が成功する可能性が高くなります。 質問 6. 今後のつくば市の都市計画の将来と、都市経営に必要な用地の所有と保存について、市の方針（考え）をお聞かせください。 (1) 事前の出張命令書が不十分です。 招へい内容、訪問の企画書、予想される効果等の記述がありません。 (2) 事後の出張報告書がありません。 発表に対する反応、討論内容、得られた知見、明らかになった問題点等の記述が必要です。ブログでの情報発信は、正式な報告ではありません。 (3) 対外交渉でなければ、随行員は不要です。 なぜ2～6名もの随行員が必要なのでしょう？ (4) 規定を超えて旅費を支出していることも問題です。 質問 1-1. 市長の海外出張の随行員の必要性和理由について説明してください。 質問 1-2. 今後の主張命令書、出張報告書の在り方について、市の方針をお示してください。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
(2) 職員からの公益通報（外部通報）を、酒井泉がXで公開したことに対して、つくば市は、職員全員に「通知文」を送付しました。	通知文の内容は以下のとおりです。 (1) 市職員は、上長からの承諾なく、正当な理由なく、行政文書（行政情報）を外部に提供してはならない。 (2) （提供した行政文書が）不確実な情報と共に SNS に拡散された場合、（市民への行政文書の提供は）地方公務員法の信用失墜行為の禁止に抵触する可能性がある。 (3) （市職員が）安易に市民へ行政文書を提供しない様に、（幹部職員は）職員への指導を徹底し、厳正な職務規律の保持に努めよ。 (4) さらにつくば市は、 「通知文は、職員への注意喚起である」、 「注意喚起によって職員が処罰される事態を避けたい」、「上長からの承諾なく、正当な理由なく、行政文書（行政情報）を外部に提供した場合は処罰の対象となる」などとしています。 質問 2．私に匿名で公益通報をした職員は、処罰の対象となるのですか？	市長 担当部長
(3) 通知文の問題点	(1) 憲法 21 条によって保障される表現の自由を実現するために保障されなければならない市民の知る権利を蔑ろにする施策です。 (2) 今回のような情報提供は、地方公務員の職に対する信用失墜行為だと決めつけているが、寧ろ逆であり、このような公務員の行為は、事なかれ主義が蔓延している地方公務員の中にも正義を貫こうとする者がいるということを示すことであって、地方公務員の信用を高めるものです。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
(4) 「通知文」は公益通報者保護法に違反しています。	(3) 要綱は市役所の内部文書に過ぎず、条例と違って法的な拘束力はありません。職員が市の要綱に従わずに外部通報をしたと言う理由で処罰することはできません。 質問 3. 上記の(1)～(3)について、つくば市の見解を示してください。 (1) 市議会議員は、公益通報の外部通報先です。 公益通報者保護法第2条第1項本文には、公益通報をする相手方として、「当該役務提供先若しくは当該役務提供先があらかじめ定めた者……、当該通報対象事実について処分……若しくは勧告等……をする権限を有する行政機関若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者……又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」と書かれており、市議会議員は公益通報先に該当します。 (2) 消費者庁は公益通報の対象となる事実について次の様に記しています。 「具体的な法令名や条項を明示する必要はなく、当該通報が『公益通報』に該当するか否か判断できる程度に、またその後の調査や是正等が実施できる程度に具体的な事実を知らせる必要がある」 (3) 市長の野放図な海外出張費の使用実態は、公費の適正な使用に関する法令違反であり、業務上横領罪に該当します。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(4) 酒井泉がXで公表した公益通報の内容に虚偽はありません。虚偽の内容があると言うなら、虚偽の内容を具体的に指摘してください。 (5) 公益通報は、元々上司の許可なしに出すものです。酒井泉がXで公表した公益通報の内容を理由にして、「安易に市民へ行政文書を提供しない様に、（幹部職員は）職員への指導を徹底し、厳正な職務規律の保持に努めよ」と言うのは、公益通報者に対して十分な威嚇効果があります。 質問 4. 通知文は修正もしくは撤回すべきと思いますが、市の見解をお示してください。	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。